

## 埼玉県災害時学校支援チーム（D-EST埼玉）設置・運営要綱

### （設置）

第1条 県内及び県外において大規模災害が発生した際に、被災地域等からの要請に基づき、被災した学校における教育活動の早期再開に向けた支援のために、埼玉県の教職員を被災地の学校等へ派遣する「埼玉県災害時学校支援チーム（D-EST 埼玉=Disaster Education Support Team 埼玉）」（以下「支援チーム」という。）を設置する。

### （事務局）

第2条 埼玉県教育委員会（以下「県教委」という。）に事務局を置き、支援チームに関する総合調整は教育局総務課が行う。

### （先遣隊）

第3条 被災地域及び支援先における円滑な支援活動に資するため、支援チーム派遣前に現地の情報収集等を行う先遣隊を必要に応じて派遣する。なお、先遣隊には原則事務局職員を充てることとする。

### （構成員）

第4条 支援チームの構成員（以下「チーム員」という。）は県内公立学校（さいたま市立学校を除く。）、県教育局及び教育機関に所属する本採用の教職員から募集する。ただし、管理職及び条件付採用期間中の者、短時間勤務職員は対象外とする。

- (1) チーム員は、県教委が実施する養成研修を修了し、支援チーム名簿に登録された者のうち、派遣期間中に、埼玉県内の公立学校（さいたま市立学校を除く。）又は県教育局、教育機関に所属する者とする。
- (2) チーム員の任期は定めない。ただし、チーム員が管理職に任用された場合は支援チーム名簿から除くものとする。

### （支援チームの編成等）

第5条 支援チームの編成は次のとおりとする。

#### (1) 選定方法

支援チームを編成する際には、支援チーム名簿に登録されている職員及びその所属長（市町村立学校職員については市町村教育委員会）に対し、改めて本人の意思や所属の状況など派遣の可否等を確認の上、調整を行い、派遣職員を決定する。

#### (2) チーム編成

チーム編成は1班当たり原則3名程度で構成することとするが、支援先の被災状況や移動手段及び宿泊場所の受け入れ状況等を考慮して決定する。

### (3) 派遣期間等

派遣期間は、1班につき概ね1週間程度とし、支援先までの距離や道路状況、ライフラインの状況等を考慮して適宜調整する。なお、支援活動を円滑に継続できるよう、班ごとの派遣期間終了時に、被災地の状況や活動内容を次の班へ確実に引き継ぐものとする。

#### (活動内容)

第6条 支援チームの活動内容は次のとおりとする。

- (1) 県内及び県外で大規模災害等が発生した際の、被災地での主な支援活動内容は、次のとおりとする。
  - ア 学校教育活動の早期再開支援（学校環境の復旧整備等）
  - イ 児童生徒及び教職員の心のケア
  - ウ 学校における避難所運営支援（避難所の開設初期段階での運営に対する助言等）
  - エ その他、支援先の教育委員会又は校長から依頼があった事項等
- (2) 平時における活動内容は、次のとおりとする。
  - ア 各地域における防災体制の整備・充実への積極的な協力
  - イ 各所属における防災対策や防災教育の推進

#### (派遣の形態)

第7条 チーム員の派遣は公務による出張とする。

#### (チーム員の養成)

第8条 大規模災害時の学校運営や災害に対する知識や技術を身に付けるため、養成研修を実施する。

#### (費用負担)

第9条 支援チームの被災地派遣に係る経費については、事務局においてこれを負担する。

#### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は令和7年7月16日から施行する。